

2. 底生動物調査

2. 底生動物調査

2.1 底生動物調査結果の概要

(1) 確認種

今回とりまとめを行った1級河川17水系17河川および2級河川6水系6河川で確認された底生動物は、貝類等の軟体動物、ミミズ等の環形動物およびエビ類、昆虫類等の節足動物等65目273科857種でした。確認種数が多かった河川は、北陸地方の信濃川の347種、中部地方の雲出川の316種、近畿地方の由良川の315種などでした。

(2) 重要種

今回とりまとめを行った23河川で確認された重要種は、環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類に指定されているセンベシアワモチ、シノミミミガイ、絶滅危惧Ⅱ類に指定されているヒメミズスマシ、絶滅危惧Ⅱ類に指定されているマルタニシ、タケノココワニナ、カワアイガイ、ワカウラツボ、ミズゴマツボ、ヒモイカリナマコツマミガイ、ニホンミズシタダミ、カミスジカイコガイダマシ、ナラビオカミミガイ、オカミミガイ、キヌカツギハマシイノミガイ、クルマヒラマキガイ、カワシンジュガイ、マシジミ、ハマグリ、シオマネキ、ハクセンシオマネキ、ナゴヤサナエ、メガネサナエ、タガメ、カニギンモンアミカ、コガタノゲンゴロウ、ミズスマシ、コオナガミズスマシ、マダラコガシラミズムシ、ヨコミゾドロムシ、ケスジドロムシ等83種類でした。

重要種の確認種数が最も多かった河川は、中部地方の雲出川で23種、次いで北陸地方の信濃川で21種、九州地方の嘉瀬川で18種でした。

(注) 重要種について

本資料においては、次の文献のいずれかに該当する種や亜種を重要種としました。

- ・「文化財保護法」の特別天然記念物および天然記念物。
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種および緊急指定種。
- ・環境省 編「レッドデータブックに揚げるべき日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」掲載種（2012：第4次レッドリスト）

絶滅危惧ⅠA類 : ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種。

絶滅危惧ⅠB類 : ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種。

(注：底生動物ではⅠA類とⅠB類を併せて「絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種」とする場合があります。)

絶滅危惧Ⅱ類 : 絶滅の危険が増大している種。

(3) 国外外来種

1) 国外外来種の確認状況

今回とりまとめを行った23河川で確認された国外外来種は、アメリカナミウズムシ、スクミリンゴガイ、ハブタエモノアラガイ、サカマキガイ、コウロエンカワヒバリガイ、アメリカフジツボ、フロリダミズヨコエビ、アメリカザリガニ等の22種でした。

国外外来種の確認種数が最も多かった河川は、中部地方の狩野川で13種、次いで北陸地方の信濃川および近畿地方の由良川で11種でした。

2) 特定外来生物等の確認状況

上記の国外外来種の内、外来生物法が定めるところの特定外来生物は、ウチダザリガニ1種、要注外来生物は、スクミリンゴガイ、ムラサキイガイ、コウロエンカワヒバリガイ、タイワンシジミ、カサネカンザシゴカイ、タテジマフジツボ、アメリカザリガニの7種が確認されま

した。

(注) 国外外来種の選定基準について

注1) 外来種とは、本来その生物が生息していない地域に貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に導入された種をいいます。外来種のうち、日本国外から持ち込まれた種を「国外外来種」といい、日本国内の種であっても本来その生物が生息していない地域に、他の場所から持ち込まれた種は「国内外来種」といいます。

本資料でいう国外外来種とは、おおむね明治以降に人為的影響により導入したと考えられる国外由来の動植物すべてを指し、導入以後に国内に定着した種であるか否かの判断は、選定の際に考慮していません。

注2) 特定外来生物とは、『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(2005年6月1日施行)』により、輸入や飼養等が規制される生物(生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる)です。おおむね明治以降に国外から導入された国外外来種のうち、生態系、人の生命・身体及び農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある生物が指定されています。

注3) 要注意外来生物とは、「外来生物法の規制が課されるものではないが、生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力について啓発を行う」必要がある生物として環境省が選定した外来生物です。